

令和2年八千代市農業委員会

第8回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和2年八千代市農業委員会第8回総会議事日程

- 開催日時 令和2年7月20日(月)午前9時30分～午前11時00分
開催場所 八千代市役所旧館4階 第1委員会室
- 日程第1 会長及び会長職務代理者の互選について
日程第2 議席の決定について
日程第3 議事録署名人の選任について
日程第4 役割分担について
(1)八千代市農政審議会委員
(2)八千代市環境審議会委員
(3)八千代市谷津・里山保全・活用推進会議委員
(4)八千代市植物防疫協会役員
(5)八千代市農業再生協議会会員
(6)八千代市農業振興計画策定検討委員会委員
(7)八千代市農業次世代人材投資事業における新規就農者等の農地部門
サポート役
(8)担当地区の決定
(9)幹事の決定
(10)専門委員会委員の決定
- 日程第5 八千代市農地利用最適化推進委員の決定について

◆出席農業委員 (14名)

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1 市川和彦 | 2 黒崎玲子 | 3 島村隼人 |
| 4 鈴木正範 | 5 安原清 | 6 將司実 |
| 7 加茂太郎 | 8 佐藤孝之 | 9 花島淳 |
| 10 立石勝則 | 11 稲垣哲也 | 12 間野恵一 |
| 13 齋藤孝一 | 14 小名木伸雄 | |

◆事務局 (4名)

- 局長 村田 順儀 次長 石原 雄二 主査補 青木 重憲
主事 樽見 侑樹

◆総会議事録

局長	<p>それでは、総会の開会前に、臨時議長の選任を行います。</p> <p>資料4の八千代市農業委員会会議規則をご覧ください。第7条に「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」と規定されておりますが、会長が現在決まっておられませんので、臨時議長を選任したいと思います。</p> <p>資料3の八千代市農業委員会規程をご覧ください。</p> <p>第2条第2項に、「会長を互選する場合において、会長の職務を代理する者がいないときは、年長の委員が臨時に会長の職務を行う。」と規定されておりますので、年長者でいらっしゃいます小名木伸雄委員に臨時で議長をお願いしたいと思います。</p> <p>小名木委員は議長席へ移動していただき、議事進行をお願いいたします。</p>
小名木 臨時議長	<p>ただ今、臨時議長を仰せつかった小名木伸雄です。</p> <p>会長の互選が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。</p> <p>ご協力の程、よろしく申し上げます。</p>
小名木 臨時議長	<p>はじめに、議事日程第1から第5までについて、事務局から内容の説明を願います。</p>
次長	<p>私から議事日程第1から第5までについて、説明いたします。</p> <p>まず、議事日程第1の会長及び会長職務代理者の互選でございますが、会長の互選につきましては、資料2の農業委員会等に関する法律第5条第1項に「農業委員会に会長を置く。」と定められ、また、同法第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と規定されております。</p> <p>また、会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められておりますので、会長と同様、本日互選して頂くこととなります。</p> <p>互選とは、選挙を行うことですが、本市の農業委員会では、慣例として、「選考委員会を設置し、指名推薦により候補者を選出し、総会に諮り決定している。」状況となっております。</p> <p>次の議事日程第2の議席の決定につきましては、資料4の農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、「委員の任期満了による任命後の最初の総会においてくじで定める。」こととなっておりますので、本日の総会で議席を決めることとなります。</p> <p>なお、現在おかけいただいている座席につきましては、便宜上、五十音</p>

	<p>順とさせて頂いております。</p> <p>次の議事日程第3の議事録署名人の選任につきましては、資料4の会議規則第27条第2項の規定により、「会長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名捺印しなければならない。」とされていますので、総会ごとに議事録署名人を選任頂いて、会長と共に会議録に署名を頂くこととなります。</p> <p>次の議事日程第4の役割分担につきましては、後ほど詳細にご説明いたしますが、八千代市農政審議会委員1名、八千代市環境審議会委員1名、八千代市谷津・里山保全・活用推進会議委員1名、八千代市植物防疫協会役員3名、八千代市農業再生協議会会員1名、八千代市農業振興計画策定検討委員会委員1名、八千代市農業次世代人材投資事業における新規就農者等の農地部門サポート役1名の選任の他、担当地区の決定、幹事及び専門委員会委員の決定をしていただくこととなります。</p> <p>最後に議事日程第5の八千代市農地利用最適化推進委員の決定についてですが、資料2農業委員会等に関する法律第17条第1項に「農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」と定められておりますので、本日の総会で推進委員を決定していただくこととなります。</p> <p>以上で、議事日程第1から第5までについての説明を終わらせていただきます。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>ただ今、事務局から議事日程について説明がありましたが、質問ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>質問なしと認め、議事日程第1から第5までについての説明を終わります。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、14名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年八千代市農業委員会第8回総会は成立しました。</p> <p>ただ今から開会いたします。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>ここで、議事の進行上、ただ今着席されている席を仮議席と指定しますので、ご了承願います。</p>

小名木 臨時議長	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>◆議事日程第1，会長及び会長職務代理者の互選を行います。 資料2の農業委員会等に関する法律<抜粋>をご覧ください。 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定で互選することとなっております。どのような方法がよろしいか，発言を求めます。</p>
小名木 臨時議長	黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	互選については，今までの慣例ですと，指名推薦で行っているようですので，指名推薦で実施したらいかがでしょうか。
小名木 臨時議長	他に意見ありませんか。
	【「意見なし」の声あり】
小名木 臨時議長	<p>意見なしと認めます。</p> <p>それでは，会長及び会長職務代理者の互選の方法について，黒崎委員の発言のとおり，指名推薦とすることに賛成の農業委員の挙手を願います。</p>
	【挙手】
小名木 臨時議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，会長及び会長職務代理者の互選の方法については，指名推薦とすることに決定しました。</p> <p>次に，指名推薦の方法について意見を求めます。</p>
小名木 臨時議長	黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	<p>前は，大和田，睦，阿蘇の各地区から2名ずつ，計6名で選考委員会を構成して，その中で推薦していただき，それから皆さんで決めていたと思いますが，同様の方法でいかがでしょうか。</p>
小名木 臨時議長	他に意見ありませんか。

<p>小名木 臨時議長</p>	<p>【「意見なし」の声あり】</p> <p>意見なしと認めます。</p> <p>それでは、指名推薦の方法について、黒崎委員の発言のとおり、大和田、睦、阿蘇の各地区から2名ずつ、計6名で選考委員会を構成し、その中で指名推薦することに賛成の農業委員の挙手を願います。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、指名推薦の方法については、黒崎委員の提案のとおり決定しました。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>それでは、選考委員の選出について意見を求めます。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>加茂委員どうぞ。</p>
<p>加茂委員</p>	<p>大和田地区からは、これまでに農業委員の経験がある將司委員、稲垣委員、睦地区からは、同様に立石勝則委員、齋藤委員、阿蘇地区からは、同様に小名木委員、黒崎委員にお願いする形でいかがでしょうか。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>他に意見ありませんか。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>【「意見なし」の声あり】</p> <p>意見なしと認めます。</p> <p>それでは、加茂委員の発言のとおり、大和田地区からは、將司委員と稲垣委員、睦地区からは、立石勝則委員と齋藤委員、阿蘇地区からは、私と黒崎委員を選考委員とすることに賛成の農業委員の挙手を願います。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、選考委員の選出については、加茂委員の提案のとおり決定しま</p>

<p>小名木 臨時議長</p>	<p>した。</p> <p>これから、会長及び会長職務代理者の指名推薦について、選考委員会に別室で選考していただきます。</p> <p>また、併せて、選考委員の中から1名、選考委員長を決めていただきたいと思います。結果の報告は、選考委員長からお願いします。</p> <p>それでは、選考委員は別室に移動し、選考をお願いします。</p> <p>なお、傍聴はできません。</p> <p>ここで、暫時休憩とします。</p> <p>【選考委員は別室へ移動】 【暫時休憩 10：05～10：15】</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>会議を再開します。</p> <p>それでは、選考委員長から報告願います。</p>
<p>選考委員長 (立石委員)</p>	<p>選考委員長に選任された立石です。</p> <p>先ほど別室で協議いたしました結果、会長につきましては、小名木委員を会長に指名推薦することに決定し、また、会長職務代理者につきましては、將司委員を会長職務代理者に指名推薦することに決定いたしましたので、ご報告いたします。報告は以上です。</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>ただ今、選考委員長から報告がありましたとおり、私が会長に、將司委員が会長職務代理者に指名推薦されました。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>私を会長とすることに賛成の農業委員の挙手を願います。</p> <p>【挙手】</p>
<p>小名木 臨時議長</p>	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、私を会長とすることに決定しました。</p> <p>続いて、將司委員を会長職務代理者とすることに賛成の農業委員の挙手を願います。</p> <p>【挙手】</p>

小名木 臨時議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，將司委員を会長職務代理者とすることに決定しました。</p>
小名木 臨時議長	<p>ここで，事務局より発言を求められていますので，発言を許可します。</p>
局長	<p>私から新会長の小名木委員へ農業委員会会長章を交付させていただきます。</p> <p>【新会長へ農業委員会会長章の交付】</p>
局長	<p>それでは，会長及び会長職務代理者に就任されましたお二人からご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>まず，小名木会長からお願いします。</p>
会長	<p>ただ今，皆様からご推挙をいただき，会長の大任を仰せつかりました小名木でございます。農家の皆様の声を大切にしながら，八千代市の農業の発展に寄与するため，当委員会を運営してまいり所存でございます。委員の皆様のお力添えをお願いいたしまして，簡単ではございますが，会長就任のあいさつとさせていただきます。</p>
局長	<p>続きまして，將司会長職務代理，お願いします。</p>
職務代理者	<p>ただ今，会長職務代理者に選出されました將司でございます。委員の皆様のご指導，ご協力をいただき，会長を補佐する職務代理者の職責を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p>
局長	<p>これより，小名木委員は会長として議長を務めていただきます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは，臨時議長に引き続き，私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>改めまして，よろしく申し上げます。</p> <p>次の議事に入る前に，農業委員章の交付を行います。</p> <p>事務局は準備をお願いします。</p> <p>委員の皆さんはそのままお待ちください。</p> <p>【(事務局から各委員へ) 委員章交付】</p>

議長	委員章をつけられる方は、つけていただくようお願いします。
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>◆議事日程第2，議席の決定を行います。</p> <p>お手元の資料4の八千代市農業委員会会議規則の第6条に、「委員の議席は、委員の任期満了による任命後の最初の総会においてくじで定める。」と規定されています。</p> <p>ただ今皆さんが着席されている仮議席の若い番号から順に、くじを引いていただきます。その引いた番号を議席番号としたいと思います。</p> <p>なお、会長の私は、議長席に着席するため、議席番号を14番とさせていただきますが、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、くじ引きを行います。</p> <p>今から事務局が回りますので、委員の皆さんはそのままお待ちください。</p> <p>【くじ引き】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>事務局から、くじ引きの結果を発表願います。</p>
事務局	<p>【くじ引きの結果を発表】</p>
議長	<p>以上のとおり、議席が決定しました。</p> <p>委員の皆さんは、ただ今発表のありました議席番号の席に移動願います。</p> <p>【議席の移動】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>◆議事日程第3，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>

議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>1番 市川委員, 2番 黒崎委員, 両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆議事日程第4, 役割分担について事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>議事日程第4の役割分担についてですが、初めに、(1)八千代市農政審議会委員につきましては、委員1名の推薦でございます。八千代市農政審議会は、市の農業の健全な発展を図ること及び優良な農地を保全するための政策を審議するもので、学識経験者、農業委員会委員、農業団体の役員、農業関係組織等の役員、商工会議所の役員で構成されております。任期は、令和3年7月24日までとなっております。事務局は、農政課でございます。</p> <p>次に、(2)の八千代市環境審議会委員につきましては、委員1名の推薦でございます。八千代市環境審議会は、市における環境に関する事項等を審議するもので、学識経験者、事業者の代表者、市民で構成されております。任期は、令和4年6月17日までとなっております。事務局は環境保全課でございます。</p> <p>次に、(3)八千代市谷津・里山保全・活用推進会議委員につきましては、委員1名の推薦でございます。八千代市谷津・里山保全・活用推進会議は、本市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたって保全し、再生・活用するための会議で、学識経験者、事業者代表、活動団体関係者、土地所有者、行政関係者(県職員)、市民で構成されております。任期は、令和3年3月31日までとなっております。担当は、環境保全課です。</p> <p>次に、(4)八千代市植物防疫協会役員につきましては、委員3名の推薦でございます。八千代市植物防疫協会は、ラジコンヘリコプター等による水稻の病害虫防除を行うための組織で、市、農業委員会、農業協同組合、千葉県農業共済組合で構成されております。任期は2年となっております。事務局は、八千代市農業協同組合指導販売課でございます。</p> <p>次に、(5)八千代市農業再生協議会会員につきましては、委員1名の推薦でございます。八千代市農業再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興、地域農業の振興や地産地消・食育の推進等を目的とし、また、この他に、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保に資することを目的とした協議会です。八千代市農業協同組合代表理事組合長、八千代市経済環境部長、八千代市農業委員会、千葉県農業共済組合、八千代市土地改良事業推進協議会、八千代市農業協同組合青年部、水田農業担い手農業者で構成されております。任期は3年となっております。事務局は、八千代市農</p>

業協同組合経済部指導販売課です。

次に、(6) 八千代市農業振興計画策定検討委員会委員につきましては、委員1名の推薦でございます。八千代市農業振興計画策定検討委員会は、農業振興計画を策定するにあたり、市の農業の現状や課題等について、広く関係者に意見を聞くための検討委員会です。学識経験者、農業委員、農業団体の関係者、農業関係組織の関係者、流通関係者、流通関係団体、消費関係者、千葉農業事務所職員、市の経済環境部長で構成されております。任期は計画の策定が終了する日までとなっております。事務局は農政課です。

次に、(7) 八千代市農業次世代人材投資事業における新規就農者等の農地部門サポート役につきましては、委員1名の推薦でございます。サポート役につきましては、農業次世代人材投資資金における新規受給者及び新規就農者等の相談や面談などを行います。千葉農業事務所改良普及課、八千代市農業協同組合指導販売課及び融資課、農業委員及び農地利用最適化推進委員で構成されており、農地部門のサポートをしていただきます。サポート期間は最長5年間です。事務局は農政課です。

次に、(8) 担当地区につきましては、14名の農業委員会委員の方それぞれの担当地区を決めていただき、合議体としての意思決定、総会議事の現地調査、農地台帳・利用状況の調査、農地利用最適化推進委員と連携して遊休農地の発生防止・解消、新規就農者等の支援活動等を行います。また、人・農地プランの実質化に向けた話し合いに積極的に参加し、農家と行政とのコーディネーター役として活動していただきます。

次に、(9) 幹事につきましては、親睦旅行や懇親会の企画、実施などを運営するため、大和田・阿蘇・睦の各地区1名で3名を選任していただき、その中から1名幹事長を決めていただきたいと思います。

次に、(10) 専門委員会委員につきましては、14名の農業委員会委員の方に4つの委員会のうちいずれか1つ以上に所属していただくこととなります。委員会ですが、総会運営委員会、遊休農地対策委員会、意見書策定委員会、広報委員会があります。活動内容については、総会運営委員会は、総会の運営方針及び活動方針など重要事項について検討及び協議し、円滑かつ適正な運営を補助するものです。遊休農地対策委員会は、農地の利用状況調査の実施方法や遊休農地の解消方法等について検討及び協議し、遊休農地等の解消及び発生防止等に取り組むものです。意見書策定委員会は、農業振興のため市長等に対して要望等の意見書を作成するものです。広報委員会は、農業委員会だよりの企画及び編集、並びに充実した内容の情報提供するための調査及び研究を行い、それ以外にも幅広く広報活動を行うものです。説明は以上でございます。

議長	<p>それではお諮りします。 役割分担の決定方法について意見を求めます。</p>
議長	<p>間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>役割分担の決定方法については、先ほどの選考委員会にて候補者を選考し、採決を行うという方法でいかがでしょうか。</p>
議長	<p>他に意見ありませんか。</p> <p>【「意見なし」の声あり】</p>
議長	<p>意見なしと認めます。 それでは、役割分担の決定方法について、間野委員の発言のとおり、選考委員会で候補者を選考し、採決を行うことに賛成の農業委員の挙手を願います。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、役割分担の決定方法については、選考委員会にて候補者を選考し、採決を行うことに決定しました。</p>
議長	<p>これから、役割分担について、選考委員会に別室で選考していただきます。 結果の報告は、選考委員長からお願いします。 それでは、選考委員は別室に移動し、選考をお願いします。 なお、傍聴はできません。 ここで、暫時休憩とします。</p> <p>【選考委員は別室へ移動】 【暫時休憩 10:35～10:50】</p>
議長	<p>会議を再開します。 それでは、選考委員長から報告願います。</p>

選考委員長 (立石委員)	<p>ただ今、選考委員会選考結果報告書をお配りしたとおり、役割分担につきまして、ご報告いたします。</p> <p>八千代市農政審議会委員に私、立石が選考されました。</p> <p>次に、八千代市環境審議会委員に間野委員が選考されました。</p> <p>次に、八千代市谷津・里山保全・活用推進会議委員に佐藤委員が選考されました。</p> <p>次に、八千代市植物防疫協会役員に小名木委員、花島委員、安原委員が選考されました。</p> <p>次に、八千代市農業再生協議会会員に、市川委員が選考されました。</p> <p>次に、八千代市農業振興計画策定検討委員会委員に、小名木委員が選考されました。</p> <p>次に、八千代市農業次世代人材投資事業における新規就農者等の農地部門サポート役につきましては、島村委員が選考されました。</p> <p>次に、各委員の担当地区につきましては、お手元に配付した農業委員会委員担当地区名簿のとおり、決定されました。</p> <p>次に、視察やその他の行事を行う際の幹事として、幹事長に私、立石、幹事に稲垣委員、島村委員が選考されました。</p> <p>次に、各専門委員会委員は、お手元に配付した専門委員会役割分担一覧表のとおり、決定されました。</p> <p>以上で、選考委員会での役割分担についての報告を終わります。</p>
議長	ご苦労さまでした。
佐藤委員	1つ質問よろしいでしょうか。
議長	はい。佐藤委員。
佐藤委員	八千代市谷津・里山保全・活用推進会議委員に選考いただきましたが、以前から別の団体に推薦され委員になっているのですが、重複しても問題ないのでしょうか。
議長	はい。事務局。
事務局	担当の環境保全課に確認をとりましたが、問題はございません。
議長	よろしいですか。

佐藤委員	はい。
議長	他に質問はありますか。
	【「質問なし」の声あり】
議長	それでは、これより採決を行います。 役割分担について、ただ今の選考委員長からの報告どおりに決定することに賛成の農業委員の挙手を願います。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、役割分担については、報告のとおり決定しました。
議長	八千代市植物防疫協会役員につきましては、来週早々に活動がありますので、事務局より簡単に説明願います。
事務局	【事務局より空散の日程について説明】
議長	◆議事日程第5、八千代市農地利用最適化推進委員の決定について、事務局より概要の説明を願います。
局長	今月7日に行われた八千代市農業委員会第7回総会において、候補者が決定されました。 候補者の一覧は右上に「日程第5別紙」と記載のある資料のとおりとなっておりますのでご覧ください。こちらの資料は、第7回総会議案書の抜粋となっております。 推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会が委嘱するとされております。また、委嘱については、農業委員と推進委員が同時にスタートできるようにするため、本総会において、決定を求めるものです。説明は以上でございます。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】

<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、八千代市農地利用最適化推進委員の決定について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて採決を行います。 八千代市農地利用最適化推進委員について、日程第5別紙のとおり候補者13名を推進委員に決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、八千代市農地利用最適化推進委員については、日程第5別紙のとおり候補者13名を推進委員とすることに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、令和2年第8回総会を閉会します。</p>